



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会社名 富士通コンポーネント株式会社
代表者名 代表取締役社長 石坂 宏一
(コード番号 6719 東証第二部)
問合せ先 取締役 倉本 雅晴
(TEL 03-3450-1601)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 15 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社の事業内容を勘案し、監査等委員会設置会社への移行によって、監査等委員である取締役を通じた監査・監督機能を一層強化し、ガバナンス体制の更なる強化という社会的要請に応え、会社の持続的な成長と更なる企業価値の向上に努めてまいりたく存じます。
これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うと共にその他の所要の変更をするため、定款の一部を変更するものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。
期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。
本議案に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 28 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日 (予定) 平成 28 年 6 月 24 日

以上

別紙 定款変更の内容

(変更箇所は、下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 10 条 (条文省略)	第 6 条～第 10 条 (現行どおり)
第 2 章の 2 優先株式	第 2 章の 2 優先株式
第 11 条 (条文省略)	第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 18 条 (条文省略)	第 12 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会 (員数)	第 4 章 取締役および取締役会 (員数)
第 19 条 当社の取締役は、 <u>15名以内とする。</u> (新設) (選任)	第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>10名以内とする。</u> <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任)
第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらない。 (新設)	第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 <u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。</u>
(任期)	(任期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了するときまでとする。</u> (新設) (新設)	第 21 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u>
(報酬等)	(報酬等)
第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。	第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役2名以内を選定する。取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。 ただし緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との契約をもって、任務を怠ったことによる取締役(社外取締役であった者を含む。)の賠償責任を限定することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役2名以内を選定する。取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発するものとする。 ただし緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との契約をもって、任務を怠ったことによる監査役（社外監査役であった者を含む。）の賠償責任を限定することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>38</u>条</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会)</p> <p><u>第30条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算 (現行どおり)</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>33</u>条</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第15期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>

以 上